

発注者支援業務特記仕様書

第一編 共通編

1. 適用範囲

この仕様書は、令和8年度 公共下水道事業 発注者支援業務に適用する。

2. 用語の定義

- (1) 「監督員」とは、吉富町から受注者に通知された現場担当の職員をいう。
- (2) 「管理技術者」とは、受注者から吉富町に届け出された者で現場技術員を指揮監督する受注者職員をいう。
- (3) 「現場技術員」とは、受注者から吉富町に届け出された者で、現場担当の受注者職員をいう。
- (4) 「指示」とは、監督員が受注者に対し、現場技術業務に関する方針、基準、又は計画等を示し実施させることをいう。
- (5) 「承諾」とは、受注者が監督員に報告し、監督員が了解することをいう。
- (6) 「協議」とは、吉富町と受注者が対等の立場で合議することをいう。

3. 管理技術者

- (1) 受注者は業務における管理技術者を定め、発注者に届け出るものとする
- (2) 管理技術者は、本仕様書に示す内容について現場技術員が適切に行うように、指揮監督しなければならない。

4. 現場技術員

- (1) 受注者は、業務の実施にあたって現場技術員を定め、その氏名その他必要な事項を届け出るものとする。
- (2) 現場技術員は、本仕様書及び、設計図書等に基づき、適正に業務を実施しなければならない。

第二編 積算業務編

1. 業務内容・業務場所

(1) 現地調査

受注者は、積算を行うために現地調査を行わなければならない、又、必要に応じて軽微な測量調査を実施しなければならない。

(2) 図面の一部作成

受注者は、必要に応じ次のことをしなければならない。

① 図面の一部作成

町の計画が記載された平面図・縦断図・横断図及び構造図などをもとに、必要に応じて軽微な構造図及び展開図等を作成しなければならない。

② 図面の一部修正

図面の作成が完成済みのもので、計画変更が必要な場合、町の計画が記載された平面図・縦断図・横断図及び構造図などをもとに、図面を一部修正しなければならない。

(3) 数量の算出

前項①又は②のいずれかの事項に基づき、完成された図面等により、工事に必要な数量を算出しなければならない。

(4) 積算条件整理票等

受注者は、指示内容を積算条件整理票等により、記録しなければならない。

(5) 設計図書の作成

受注者は、設計業務委託の図面、数量計算書及び積算条件整理票等に基づき、監督員が指示した標準歩掛及び単価表等により積算を行い設計図書を作成し、業務を完成しなければならない。

(6) 業務場所及び貸与品

業務場所は、福岡県築上郡吉富町大字広津226番地1、吉富町役場上下水道課執務室を想定している。

なお、業務に必要なPC、プリンター、CADソフト、積算システムについては吉富町から貸与する。

(7) 予定工事数

本業務は6工事（工事費380,700千円程度）を予定しているが、事業計画の変更により工事数も変更となることがある。

2. 疑義

受注者は、業務の実施に当たり、仕様書等に疑義を生じた場合には、監督員の指示を受けなければならない。

3. 打ち合わせ等

監督員及び受注者は、業務の実施中に受けた指示又は承諾並びに協議した事項については、その内容等を積算条件整理票等に整理し、相互に確認するものとする。

4. 成果品の提出

受注者は、業務が完了したときは、必要な関係書類を提出しなければならない。

第三編 現場技術業務編

1. 業務内容

(1) 工法、工事量関係

- ① 受注者は、監督員の指示及び承諾を得た、次の事項を工事請負業者に通知しなければならない。
 - (ア) 発注工事の現地に対応した施工方法の変更
 - (イ) 発注工事の同一工種の施工量の変更
- ② 受注者は、発注工事の内容変更に対する、数量の算出をしなければならない。

(2) 打合わせ記録簿

受注者は、次に掲げる事項を記入した打合わせ記録簿等を作成し、監督員に一括整理して提出するものとする。

- ①実施した業務の内容
- ②(1)の①の内容
- ③(3)～(9)において報告すべき内容

(3) 書類の確認

受注者は、工事請負者から提出された書類等は、これを確認し、適切なものを監督員に報告しなければならない。

(4) 立ち会い

受注者は、完成後、外面から明視することができない工事又は施工の進行過程を記録写真ではその状況を把握する事が十分でない場合等については、現場で立ち会いをするものとする。

その他の目的で行う立ち会いも含めて、その結果を監督員に報告しなければならない。

(5) 検測

受注者は、請負工事の施工が設計図書に示す所定の出来形及び品質を確保するため現地で検測を行わなければならないが、その結果不適合又はその恐れがあると認められた場合は、工事請負者に対し必要な指導を行い、その結果を監督員に報告するものとする。

(6) 材料検査

受注者は、材料検査を行わなければならないが、検査を実施したときは必要な事項を付記して、その成果を監督員に提出するものとする。

(7) 工程管理

受注者は、請負工事の進捗状況を把握し、工事が遅滞する恐れがあれば、遅滞なく監督員に報告しなければならない。

(8) 品質管理

受注者は、福岡県が定めた土木工事共通仕様書及び、土木工事施工管理の手引き（〔5〕品質管理基準）に基づき品質管理試験を忠実に実行しているか確認し、その結果を監督員に報告しなければならない。

(9) 図面と現地の不一致等

受注者は、次の各号に掲げる場合で工事請負者から通知を受けたときは、遅滞なく監督員に報告しなければならない。

①設計図書と工事現場の状態が一致しない場合。

②設計図書の表示が明確でない場合。

(10) 完了現場の確認

受注者は、工事請負者から工事が完了した報告を受けた時は、速やかに現場の確認を行なわなければならない。

(11) 成果品の提出及び検査

受注者は、業務が完了又は一部完了したときは、完成届（業務委託様式3）とともに完成検査に必要な関係書類を提出し、検査を受けなければならない。

(12) 検査の立ち会い

受注者は、吉富町が行う検査に立ち会い、求められる説明に応じなければならない。

(13) 設計変更、工事検査等に関する図書

受注者は、監督員の指示による設計変更、工事完成検査等に必要な測量、測定又は図書等の資料作成をしなければならない。

(14) 対外折衝に関する資料

受注者は、監督員と協議の上地元もしくは関係機関等との折衝に必要な軽微な測量、調査又は資料の作成をしなければならない。また、この折衝を行う際、必要に応じ現場技術員は、監督員に随行しなければいけない。

(15) 業務場所及び貸与品

業務場所は、福岡県築上郡吉富町大字広津226番地1吉富町役場上下水道課執務室を想定している。

なお、業務に必要なP C、プリンター、C A Dソフト、積算システムについては吉富町から貸与する。

2. 一般的留意事項

受注者の管理技術者及び現場技術員は請負工事の契約書及び設計図書の内容を十分理解し、業務に係わる次の諸事項を適切に行わなければならぬ。

- (1) 業務の実施に当たっては、福岡県および吉富町が定めた諸規定を十分理解し、厳正に実施すること。
- (2) 業務の実施に当たって、工事請負者等から連絡事項を受けた場合、又は工事請負者への通知を行う場合には、その内容を正確に伝えること。
- (3) 本業務の範囲は積算業務編にて積算し、発注した工事すべてを予定している。